薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめること」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめる業務

二　薬剤師が、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方せんに記載された薬品の数量を減らして調剤する業務（調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。）

第十三条の三第一号中「災害」の下に「その他特殊の事由」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十一条第三項及び第四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三を附則第一条の四とし、附則第一条の二を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（賃金総額の特例に関する暫定措置）

第一条の二　請負による建設の事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、当分の間、第十三条第一項中「請負金額」とあるのは「請負金額に百八分の百五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　請負による建設の事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（第四項において「規則」という。）第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限る。）であって、この省令の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第四項において「法」という。）第七条の規定により一の事業とみなされているものについての平成二十五年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

3　前項に規定する事業であって、平成二十六年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額が平成二十五年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の百分の五十以上百分の二百以下であるものについての平成二十六年度の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

4　請負による建設の事業（規則第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限り、法第七条の規定により一の事業とみなされるものを除く。次項において同じ。）であってこの省令の施行の日以前に労働者災害補償保険に係る保険関係が消滅したものについての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

5　請負による建設の事業であって、この省令の施行の際現に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立しているもののうち平成二十五年十月一日前に当該保険関係が成立したもの（次項において「特定建設事業」という。）に係る請負金額が同日以後に増額された場合における当該事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第一条の二中「請負金額に百八分の百五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「請負金額から、平成二十五年十月一日以後に増額された額に百八分の三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）を減じた額」とする。

6　前項に規定する場合以外の場合における特定建設事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第三十六条、第五十九条第三項、第百条第一項及び第百十三条の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「石綿等が吹き付けられた」を「労働者が石綿等にばく露するおそれがある」に改める。

第三条第一項第一号中「吹き付けられた」を削る。

第五条第一項第一号中「以下同じ。」を削り、「（耐火性能を有する被覆材をいう。）等」の下に「（以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。）」を加え、同項第二号中「作業」の下に「（保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあっては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。）」を加える。

第六条第二項第二号中「の排気」を削り、「使用すること」を「設け、排気を行うこと」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに連接させること。

四　石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。

第六条第二項第四号の次に次の三号を加える。

五　第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

六　その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七　前二号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

第六条第三項中「前条第一項第一号に規定する」を削る。

第七条の見出し中「石綿等が使用されている」を削り、同条第一項第二号中「除く。」を「除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあっては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。」に改める。

第二章第二節の節名中「石綿等が吹き付けられた」を「労働者が石綿等にばく露するおそれがある」に改める。

第十条第一項中「又は船舶」を「若しくは船舶」に改め、「天井等」の下に「又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物」を、「に吹き付けられた石綿等」の下に「又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」を加え、「その粉じんを」を「石綿等の粉じんを」に、「当該石綿等」を「当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等」に改め、同条第二項中「又は船舶」を「若しくは船舶」に改